

## 新旧対照表

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 契約の締結及び履行（第20条—第38条）</p> <p>第1条～第37条 略</p> <p><u>（電子的方式等による手続の特例）</u></p> <p><u>第38条 この規程に定める手続のうち高知県公営企業局長が別に定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録による方法により行うことができる。</u></p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 契約の締結及び履行（第20条—第37条）</p> <p>第1条～第37条 略</p> <p>（新設）</p>